

佐賀県訓令甲第5号

本 庁
現 地 機 関
労働委員会事務局

佐賀県行政組織規則及び知事の権限の一部を佐賀県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

(佐賀県公印規程の一部改正)

第1条 佐賀県公印規程（昭和42年佐賀県訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職務代行の場合の公印の使用)</p> <p>第10条 部（局）長、出納局長、課長、室長若しくは現地機関の長（以下「部（局）長等」という。）に事故がある場合又は部（局）長等が欠けた場合において、当該部（局）長等以外の職員が事務取扱等を命ぜられ、当該部（局）長等の職務を代行するときは、当該部（局）長等の公印を使用するものとする。</p>	<p>(職務代行の場合の公印の使用)</p> <p>第10条 部（局）長、<u>佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）第21条第13項に規定する事務局長</u>、出納局長、課長、室長若しくは現地機関の長（以下「部（局）長等」という。）に事故がある場合又は部（局）長等が欠けた場合において、当該部（局）長等以外の職員が事務取扱等を命ぜられ、当該部（局）長等の職務を代行するときは、当該部（局）長等の公印を使用するものとする。</p>

(佐賀県文書管理規程の一部改正)

第2条 佐賀県文書管理規程（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁 佐賀県部設置条例（平成28年佐賀県条例第9号）第1</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁 佐賀県部設置条例（平成28年佐賀県条例第9号）第1</p>

改正前	改正後
<p>条に規定する部及び佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）第4条第1項に規定する出納局（以下「出納局」という）をいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 課 組織規則第3条の3第1項及び第3項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、組織規則第3条の3第2項及び第4項に規定する組織並びに政策部（組織規則第3条の3第2項第1号に規定する組織を除く。）に置かれた政策総括監及び政策企画監のうちから知事が指定する者並びにその者が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(7) 部長 部の長をいう。</p> <p>(8) 課長 組織規則第23条第1項に規定する課長及びセンター長、組織規則第3条の3第2項及び第4項に規定する組織を指揮監督する組織規則第22条第3項又は第23条第2項に規定する職にある者並びに組織規則第27条第1項に規定する職にある者を指揮監督する政策部（組織規則第3条の3第2項第1号に規定する組織を除く。）に置かれた政策総括監及び政策企画監のうちから知事が指定する者をいう。</p>	<p>条に規定する部、佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）<u>第3条の2の2</u>に規定する山博・緑化フェア事務局（以下「事務局」という。）及び組織規則第4条第1項に規定する出納局（以下「出納局」という。）をいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 課 <u>事務局</u>、組織規則第3条の3第1項及び第3項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、組織規則第3条の3第2項及び第4項に規定する組織並びに政策部（組織規則第3条の3第2項第1号に規定する組織を除く。）に置かれた政策総括監及び政策企画監のうちから知事が指定する者並びにその者が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(7) 部長 部の長<u>及び組織規則第21条第13項に規定する事務局長</u>をいう。</p> <p>(8) 課長 <u>組織規則第22条第6項に規定する政策総括監及び組織規則第23条第6項に規定する政策企画監のうちから知事が指定する者</u>、組織規則第23条第1項に規定する課長及びセンター長、組織規則第3条の3第2項及び第4項に規定する組織を指揮監督する組織規則第22条第3項又は第23条第2項に規定する職にある者、<u>組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者を指揮監督する政策部（組織規則第3条の3第2項第1号に規定する組織を除く。）に置かれた政策総括監及び政策企画監のうちから知事が指定する者並びに組織規則第23条第2項に規定する政策企画監、さがデザインディレクター、企業立地推進監及び家畜防疫対策企画監</u>をいう。</p>

改正前	改正後
<p>(9) 略</p> <p>(10) 係長 組織規則第24条第4項に規定する調整主幹、副主幹及び主幹並びに第25条第1項に規定する係長をいう。</p> <p>(11)～(21) 略 (決裁区分の表示)</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、政策統括監専決事項、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、企業立地統括監専決事項、理事専決事項、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項、さがデザイン総括監専決事項、税政総括監専決事項、SSP総括監専決事項、スポーツ総括監専決事項、脱炭素社会推進総括監専決事項、再生可能エネルギー総括監専決事項、企業立地総括監専決事項及び出納局長専決事項については「²丙」、課長専決事項、<u>室長専決事項、政策企画監専決事項、さがデザインディレクター専決事項、企業立地推進監専決事項及び家畜防疫対策企画監専決事項</u>については「丁」、参事専決事項、技術監専決事項、検査監専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、情報監専決事項、監査監専決事項、こども政策調整監専決事項、団体検査・指導監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項、副室長専決事項及び企画主幹専決事項については「²丁」、係長専決事項については「³丁」の表示をしなければならない。</p>	<p>(9) 略</p> <p>(10) 係長 組織規則第24条第4項に規定する調整主幹、副主幹及び主幹並びに<u>組織規則第25条第1項及び第3項</u>に規定する係長をいう。</p> <p>(11)～(21) 略 (決裁区分の表示)</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、政策統括監専決事項、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、企業立地統括監専決事項、理事専決事項、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項、さがデザイン総括監専決事項、税政総括監専決事項、SSP総括監専決事項、スポーツ総括監専決事項、脱炭素社会推進総括監専決事項、再生可能エネルギー総括監専決事項、企業立地総括監専決事項、<u>農業政策総括監専決事項</u>及び出納局長専決事項については「²丙」、課長専決事項及び<u>室長専決事項</u>については「丁」、参事専決事項、技術監専決事項、検査監専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、情報監専決事項、監査監専決事項、こども政策調整監専決事項、団体検査・指導監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項、副室長専決事項及び企画主幹専決事項については「²丁」、係長専決事項については「³丁」の表示をしなければならない。</p>

(佐賀県職員表彰規程の一部改正)

第3条 佐賀県職員表彰規程（昭和31年佐賀県訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第3条 表彰は、次に掲げる者が行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 各部長（各部に属しない者に係る第4条第3項の表彰者は、政策部長とする。）</p>	<p>第3条 表彰は、次に掲げる者が行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 各部長又は事務局長（各部及び山博・緑化フェア事務局に属しない者に係る第4条第3項の表彰者は、政策部長とする。）</p>

(佐賀県行政考査規程の一部改正)

第4条 佐賀県行政考査規程（昭和34年佐賀県訓令甲第32号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(行政考査員)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 考査員は、各部長及び会計管理者が指名する者及び知事が特に任命する者をもって充てる。</p> <p>(考査の対象及び方法)</p> <p>第3条 考査は、本庁の部及び現地機関（以下「部等」という。）の事務の執行状況及び職員の服務状況について、書類及び実地により、総合的又は部分的に行う。</p>	<p>(行政考査員)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 考査員は、各部長、<u>事務局長</u>及び会計管理者が指名する者<u>並びに</u>知事が特に任命する者をもって充てる。</p> <p>(考査の対象及び方法)</p> <p>第3条 考査は、本庁の部、<u>山博・緑化フェア事務局</u>及び現地機関（以下「部等」という。）の事務の執行状況及び職員の服務状況について、書類及び実地により、総合的又は部分的に行う。</p>

(佐賀県事務処理改善委員会規程の一部改正)

第5条 佐賀県事務処理改善委員会規程（昭和34年佐賀県訓令甲第33号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p>

改正前	改正後
<p>2 略</p> <p>3 委員は、各部長及び会計管理者が指名する者及び知事が特に任命する者をもって充てる。 (協力員)</p> <p>第6条 委員会が所掌事務を処理するに当たり、これに必要な協力をさせるため、本庁の課（センターを含む。）及び現地機関（以下「課等」という。）に事務処理改善協力員（以下「協力員」という。）を置く。</p> <p>2・3 略</p>	<p>2 略</p> <p>3 委員は、各部長、<u>山博・緑化フェア事務局長</u>及び会計管理者が指名する者並びに知事が特に任命する者をもって充てる。 (協力員)</p> <p>第6条 委員会が所掌事務を処理するに当たり、これに必要な協力をさせるため、<u>山博・緑化フェア事務局</u>、本庁の課（センターを含む。）及び現地機関（以下「課等」という。）に事務処理改善協力員（以下「協力員」という。）を置く。</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県職員被服類貸与規程の一部改正)

第6条 佐賀県職員被服類貸与規程（昭和55年佐賀県訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規程において「所属長」とは、本庁各課等（佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）第3条の3第1項及び第3項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、第3条の3第2項及び第4項に規定する組織を指揮監督する組織規則第22条第3項又は第23条第2項に規定する職にある者からなる組織、組織規則第19条第1項に規定する室並びに政策部（組織規則第3条の3第2項第1号に規定する組織を除く。）に置かれた政策総括監及び政策企画監のうちから知事が指定する者及びその者が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。）及び現地機関（知事の事務部局で本庁各課等以外の機関をいう。）の長並びに労働委員会事務局長をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規程において「所属長」とは、本庁各課等（佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）<u>第3条の2の2</u>に規定する山博・緑化フェア事務局、組織規則第3条の3第1項及び第3項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、<u>組織規則第3条の3第2項及び第4項に規定する組織</u>、組織規則第19条第1項に規定する室並びに政策部（組織規則第3条の3第2項第1号に規定する組織を除く。）に置かれた政策総括監及び政策企画監のうちから知事が指定する者並びに<u>その者が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</u>）及び現地機関（知事の事務部局で本庁各課等以外の機関をいう。）の長並びに労働委員会事務局長をいう。</p>

改正前					改正後				
別表第1（第2条、第5条、第6条）					別表第1（第2条、第5条、第6条）				
区分	被貸与者		貸与品		区分	被貸与者		貸与品	
	職員の範囲		品目	数量		貸与期間（年）	職員の範囲		品目
1 略					1 略				
2 被服類の汚損が著しい職にある職員	(1)～(14) 略				2 被服類の汚損が著しい職にある職員	(1)～(14) 略			
	(15) <u>土地利活用課で国土調査業務に従事する職員</u>		略			(15) <u>県土企画課公共用地室で国土調査業務に従事する職員</u>		略	
	(16)～(27) 略					(16)～(27) 略			
3～6 略					3～6 略				

（佐賀県職員安全衛生管理規程の一部改正）

第7条 佐賀県職員安全衛生管理規程（平成元年佐賀県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 佐賀県部設置条例（平成28年佐賀県条例第9号）第1条に規定する部<u>及び佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）</u>第4条第1項に規定する出納局並びに労働委員会事務局をいう。</p>		<p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 佐賀県部設置条例（平成28年佐賀県条例第9号）第1条に規定する部、<u>佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）</u>第3条の2の2に規定する山博・緑化フェア事務局（次号において「事務局」という。）<u>及び組織規則第4条第1項に規定する出納局並びに労働委員会事務局</u></p>	

改正前	改正後
<p>(3) 課 組織規則第3条の3第1項及び第3項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、組織規則第3条の3第2項及び第4項に規定する組織、<u>政策部</u>（組織規則第3条の3第2項第1号に規定する組織を除く。）に置かれた政策総括監及び政策企画監のうちから知事が指定する者<u>及びその者が</u>指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに労働委員会事務局をいう。</p> <p>(4)・(5) 略</p>	<p>局をいう。</p> <p>(3) 課 <u>事務局</u>、組織規則第3条の3第1項及び第3項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、組織規則第3条の3第2項及び第4項に規定する組織<u>並びに政策部</u>（組織規則第3条の3第2項第1号に規定する組織を除く。）に置かれた政策総括監及び政策企画監のうちから知事が指定する者<u>並びにその者が</u>指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに労働委員会事務局をいう。</p> <p>(4)・(5) 略</p>

(佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程の一部改正)

第8条 佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程（平成17年佐賀県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																														
<p>(勤務する場所及び担当事務)</p> <p>第2条 部、局、課、センター若しくは室又は現地機関（以下「所属」という。）の所在する場所以外の場所で勤務させる職員の勤務する場所及び担当事務は、次に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所属名</th> <th style="text-align: center;">勤務する場所</th> <th style="text-align: center;">担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>文化課</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>スポーツ課</u></td> <td><u>鳥栖市</u></td> <td><u>プロサッカーの振興に関する</u> <u>こと。</u></td> </tr> <tr> <td>佐賀県立博物館</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所属名	勤務する場所	担当事務	略			文化課	略		<u>スポーツ課</u>	<u>鳥栖市</u>	<u>プロサッカーの振興に関する</u> <u>こと。</u>	佐賀県立博物館	略		<p>(勤務する場所及び担当事務)</p> <p>第2条 部、局、課、センター若しくは室又は現地機関（以下「所属」という。）の所在する場所以外の場所で勤務させる職員の勤務する場所及び担当事務は、次に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所属名</th> <th style="text-align: center;">勤務する場所</th> <th style="text-align: center;">担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>文化課</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>佐賀県立博物館</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>脱炭素社会推</u> <u>進課</u></td> <td><u>唐津市</u></td> <td><u>海洋プラスチック問題の対策</u> <u>に関する</u><u>こと。</u></td> </tr> </tbody> </table>	所属名	勤務する場所	担当事務	略			文化課	略		佐賀県立博物館	略		<u>脱炭素社会推</u> <u>進課</u>	<u>唐津市</u>	<u>海洋プラスチック問題の対策</u> <u>に関する</u> <u>こと。</u>
所属名	勤務する場所	担当事務																													
略																															
文化課	略																														
<u>スポーツ課</u>	<u>鳥栖市</u>	<u>プロサッカーの振興に関する</u> <u>こと。</u>																													
佐賀県立博物館	略																														
所属名	勤務する場所	担当事務																													
略																															
文化課	略																														
佐賀県立博物館	略																														
<u>脱炭素社会推</u> <u>進課</u>	<u>唐津市</u>	<u>海洋プラスチック問題の対策</u> <u>に関する</u> <u>こと。</u>																													

改正前		改正後	
障害福祉課	略	障害福祉課	略
略		略	

(佐賀県本庁決裁等規程の一部改正)

第9条 佐賀県本庁決裁等規程（平成28年佐賀県訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 部長 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）第21条第1項に規定する部長、同条第4項に規定する局長及び組織規則第26条第1項に規定する局長（以下「出納局長」という。）をいう。</p> <p>(4) 副部長 組織規則第22条第1項に規定する副部長及び副局長、<u>組織規則第22条第2項に規定する政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、脱炭素社会推進総括監、企業立地総括監及びスポーツ総括監並びに組織規則第22条第3項に規定する再生可能エネルギー総括監及びSSP総括監</u>をいう。</p> <p>(5) 課長 組織規則第23条第1項に規定する課長、センター長及び室長、組織規則第3条の3第2項及び第4項に規定する組織を指揮監督する組織規則第22条第3項又は第23条第2項に規定する職にある者<u>並びに組織規則第27条第1項に規定する職にある者のうち政策部</u>（組織規則第3条の3第2項第1号に規定す</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 部長 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）第21条第1項に規定する部長、同条第4項に規定する局長、<u>同条第13項に規定する事務局長及び組織規則第26条第1項に規定する局長</u>（以下「出納局長」という。）をいう。</p> <p>(4) 副部長 組織規則第22条第1項に規定する副部長及び副局長、<u>同条第2項に規定する政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、脱炭素社会推進総括監、企業立地総括監、農業政策総括監、スポーツ総括監及びSSP総括監</u>、同条第3項に規定する再生可能エネルギー総括監<u>並びに同条第6項に規定する政策総括監</u>をいう。</p> <p>(5) 課長 組織規則第22条第6項に規定する政策総括監及び組織規則第23条第6項に規定する政策企画監のうちから知事が指定する者、<u>組織規則第23条第1項に規定する課長、センター長及び室長、組織規則第3条の3第2項及び第4項に規定する組織を指揮監督する組織規則第22条第3項又は第23条第2項に規</u></p>

改正前	改正後												
<p>る組織を除く。)に置かれた政策総括監及び政策企画監のうちから知事が指定する者をいう。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 副課長 組織規則第24条第1項に規定する副課長、副センター長、<u>副室長及び同条第2項に規定する企画主幹並びに組織規則第27条第1項、第27条の2第1項、第27条の3第1項、第27条の4及び第27条の5第1項の規定により置かれた副課長及び企画主幹をいう。</u></p> <p>(8) 係長 組織規則第24条第4項に規定する調整主幹、副主幹及び主幹、組織規則第25条第1項に規定する係長並びに組織規則第27条第1項の規定により置かれた調整主幹、副主幹、主幹及び係長をいう。</p> <p>(部長等の代決者)</p> <p>第11条 別表第2及び別表第3に定める部長が専決することができる事務について、部長が不在のときは、各部又は各局にあっては当該事務を担当する副部長又は課長が、出納局にあっては当該事務を担当する課長がその事務を代決することができる。</p> <p>2～3 略</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="264 1313 1115 1361"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th> <th>事務委任先</th> <th>委任する事務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容				<p>定する職にある者、<u>組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者を指揮監督する政策部</u> (組織規則第3条の3第2項第1号に規定する組織を除く。)に置かれた政策総括監及び政策企画監のうちから知事が指定する者<u>並びに組織規則第23条第2項に規定する政策企画監、さがデザインディレクター、企業立地推進監及び家畜防疫対策企画監をいう。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 副課長 組織規則第24条第1項に規定する副課長、副センター長<u>及び副室長、同条第2項に規定する企画主幹、同条第8項に規定する副課長並びに組織規則第27条第1項の規定により置かれた副課長及び企画主幹をいう。</u></p> <p>(8) 係長 組織規則第24条第4項に規定する調整主幹、副主幹及び主幹、組織規則第25条第1項<u>及び第3項</u>に規定する係長並びに組織規則第27条第1項の規定により置かれた調整主幹、副主幹、主幹及び係長をいう。</p> <p>(部長等の代決者)</p> <p>第11条 別表第2及び別表第3に定める部長が専決することができる事務について、部長が不在のときは、各部又は各局にあっては当該事務を担当する副部長又は課長が、<u>事務局にあっては事務局長があらかじめ指名する政策総括監又は当該事務を担当する政策企画監が</u>、出納局にあっては当該事務を担当する課長がその事務を代決することができる。</p> <p>2～3 略</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1178 1313 2029 1361"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th> <th>事務委任先</th> <th>委任する事務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容			
事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容											
事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容											

改正前			改正後		
旅行命令に関する事務 (外国旅行に係るものを除く。)	略	課、センター及び室、組織規則第3条の3第2項及び第4項に規定する組織並びに政策部(組織規則第3条の3第2項第1号に規定する組織を除く。)に置かれた政策総括監及び政策企画監のうちから知事が指定する者及びその者が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織(以下「課等」という。)に所属する職員の旅行命令に関すること	旅行命令に関する事務 (外国旅行に係るものを除く。)	略	課(組織規則第3条の2の2に規定する山博・緑化フェア事務局を含む。以下この表において同じ。)、センター及び室、組織規則第3条の3第2項及び第4項に規定する組織並びに政策部(組織規則第3条の3第2項第1号に規定する組織を除く。)に置かれた政策総括監及び政策企画監のうちから知事が指定する者並びにその者が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織(以下「課等」という。)に所属する職員の旅行命令に関すること
	課長			課長	
略			略		

別表第2 (第4条、第5条関係)

事務の種類	知事の決裁を受けるべき事	副知事専決事務	部長専決事務	課長専決事務

別表第2 (第4条、第5条関係)

事務の種類	知事の決裁を受けるべき事	副知事専決事務	部長専決事務	課長専決事務

改正前					改正後				
		務				務			
1	事務管理に関する事務	略		部の施策及び事業の基本的な方針を決定すること	略	1	事務管理に関する事務	略	部(組織規則第3条の2の2に規定する山博・緑化フェア事務局を含む。以下この表において同じ。)の施策及び事業の基本的な方針を決定すること
略					略				

別表第3 (第4条、第5条関係)

所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	副知事専決事務	部長専決事務	課長専決事務
略					
政策部	佐賀県有明海漁業振興・補償基	略			

別表第3 (第4条、第5条関係)

所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	副知事専決事務	部長専決事務	課長専決事務
略					
政策部	佐賀県有明海漁業振興・補償基	略			

改正前		改正後							
	金に関する 事務			金に関する 事務	国土利用計 画法に關す る事務	法第7条 の規定に よる国土 利用計画 を策定す ること		1 法第 9条の 規定に よる土 地利用 基本計 画の策 定に關 するこ と	1 法第 8条の 規定に よる市 町の国 土利用 計画に ついて の助言 及び勸 告に關 するこ と
								2 法第 12条の 規定に よる規 制区域、 法第27 条の3 の規定 による 注視区 域及び 法第27 条の6 の規定 による 監視区	2 法第 17条の 規定に よる土 地売買 等の申 請に対 する許 可に關 するこ と

改正前				改正後				
							<u>域の指</u> <u>定又は</u> <u>指定の</u> <u>解除並</u> <u>びにこ</u> <u>れらの</u> <u>区域に</u> <u>係る区</u> <u>域の減</u> <u>少に関</u> <u>するこ</u> <u>と</u> <u>3 法第</u> <u>24条の</u> <u>規定に</u> <u>よる勸</u> <u>告に関</u> <u>するこ</u> <u>と</u> <u>4 法第</u> <u>27条の</u> <u>5及び</u> <u>法第27</u> <u>条の8</u> <u>の規定</u> <u>による</u> <u>勸告等</u> <u>に関す</u>	<u>規定に</u> <u>よる勸</u> <u>告の内</u> <u>容の公</u> <u>表に関</u> <u>するこ</u> <u>と</u> <u>4 法第</u> <u>27条の</u> <u>2の規</u> <u>定によ</u> <u>る助言</u> <u>に関す</u> <u>ること</u> <u>5 法第</u> <u>28条の</u> <u>規定に</u> <u>よる遊</u> <u>休土地</u> <u>である</u> <u>旨の通</u> <u>知及び</u> <u>法第30</u> <u>条の規</u> <u>定によ</u> <u>る助言</u> <u>に関す</u> <u>ること</u>

改正前				改正後				
							<u>ること</u> <u>5 法第</u> <u>31条の</u> <u>規定に</u> <u>よる勸</u> <u>告に関</u> <u>するこ</u> <u>と</u>	<u>6 法第</u> <u>38条の</u> <u>規定に</u> <u>よる国</u> <u>土利用</u> <u>計画審</u> <u>議会及</u> <u>び法第</u> <u>39条の</u> <u>規定に</u> <u>よる土</u> <u>地利用</u> <u>審査会</u> <u>の事務</u> <u>に関す</u> <u>ること</u> <u>7 法第</u> <u>42条の</u> <u>規定に</u> <u>よる土</u> <u>地調査</u> <u>員の任</u> <u>免に関</u> <u>するこ</u> <u>と</u>
				<u>政策</u> <u>部</u>	<u>土地利用対</u> <u>策の総合調</u> <u>整に関する</u>		<u>土地利用</u> <u>対策の方</u> <u>針に関す</u>	<u>1 土地</u> <u>利用対</u> <u>策の総</u>

改正前				改正後					
					事務			ること	合調整 に 関 す る 事 務 を 処 理 す る こ と と 2 公用 若しく は 公 共 用 に 供 す る 土 地 又 は 公 共 の 利 益 の た め に 必 要 な 土 地 の 取 得 、 利 用 及 び 処 分 に つ い て の 調 整 事 務 に 関 す る こ と
				政策 部	重要施設周 辺及び国境 離島等にお			1 法第 5条第 2項及	法第22条 の規定に よる協力

改正前				改正後			
					ける土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に関する事務		び第6項の規定による注視区域の指定、指定の解除又は区域の変更並びに法第12条第2項及び第7項の規定による特別注視区域の指定又は指定の解除の協議に関すること 2 法第7条第

改正前				改正後			
							<u>2 項及び法第13条第5項の規定による利用者等関係情報の提供に関すること</u>
				<u>政策部</u>	<u>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に関する事務</u>		<u>1 法第12条の規定による裁定申請の却下に関すること</u> <u>2 法第13条の規定による裁定に関すること</u> <u>3 法第</u>
							<u>1 法第6条ただし書きの規定による立入り等の許可に関すること</u> <u>2 法第7条の規定による障害物の伐採等</u>

改正前				改正後					
								<u>23条の</u> <u>規定に</u> <u>よる裁</u> <u>定の取</u> <u>消しに</u> <u>関する</u> <u>こと</u> <u>4 法第</u> <u>29条の</u> <u>規定に</u> <u>よる裁</u> <u>定申請</u> <u>の却下</u> <u>に關す</u> <u>ること</u> <u>5 法第</u> <u>32条の</u> <u>規定に</u> <u>よる裁</u> <u>定に關</u> <u>すること</u> <u>と</u> <u>6 法第</u> <u>37条第</u> <u>3項の</u> <u>規定に</u> <u>よる裁</u> <u>定に關</u>	<u>の許可</u> <u>に關す</u> <u>ること</u> <u>3 法第</u> <u>11条の</u> <u>規定に</u> <u>よる裁</u> <u>定申請</u> <u>の公告</u> <u>及び縦</u> <u>覧に關</u> <u>するこ</u> <u>と</u> <u>4 法第</u> <u>14条の</u> <u>規定に</u> <u>よる裁</u> <u>定の通</u> <u>知等に</u> <u>關する</u> <u>こと</u> <u>5 法第</u> <u>19条第</u> <u>3項の</u> <u>規定に</u> <u>よる土</u> <u>地等使</u> <u>用權の</u>

改正前				改正後			
							<u>すること</u> 存続期間の延長の裁定に関する <u>こと</u> <u>6 法第22条第1項の規定による権利の譲渡の承認及び同条第2項の規定による公告に関すること</u> <u>7 法第25条第1項及び第2項の規定による原状</u>

改正前				改正後			
							<u>回復命令等に関する</u> <u>こと</u> <u>8 法第</u> <u>26条の</u> <u>規定に</u> <u>よる報</u> <u>告及び</u> <u>立入検</u> <u>査に関</u> <u>するこ</u> <u>と</u> <u>9 法第</u> <u>28条の</u> <u>規定に</u> <u>よる公</u> <u>告及び</u> <u>縦覧に</u> <u>関する</u> <u>こと</u> <u>10 法第</u> <u>30条の</u> <u>規定に</u> <u>よる裁</u> <u>定手続</u> <u>の開始</u> <u>の決定</u>

改正前				改正後			
							等に関する すること と <u>11 法第</u> <u>33条の</u> <u>規定に</u> <u>よる裁</u> <u>定の通</u> <u>知等に</u> <u>関する</u> <u>こと</u> <u>12 法第</u> <u>36条の</u> <u>規定に</u> <u>よる立</u> <u>入調査</u> <u>に關す</u> <u>ること</u> <u>13 法第</u> <u>42条第</u> <u>1項の</u> <u>規定に</u> <u>よる家</u> <u>庭裁判</u> <u>所に対</u> <u>する請</u> <u>求並び</u> <u>に同条</u>

改正前				改正後			
							<u>第2項及び第5項の規定による地方裁判所に対する請求に関すること</u> 14 <u>法第43条の規定による土地所有者等関連情報の提供に関すること</u> 15 <u>法第53条第1項の規定による派遣の要請に関</u>

改正前			改正後					
								<u>すること</u>
統計 分析 課	統計調査に 関する事務	略	統計 分析 課	統計調査に 関する事務	略			
略			略					
法務 私学 課	公益法人等 に関する事 務	略	法務 私学 課	公益法人等 に関する事 務	略			
			法務 私学 課	<u>公益信託に 関する事務</u>				1 <u>公益 信託の 認可に 関する こと</u> 2 <u>公益 信託の 監督に 関する こと</u>
法務 私学 課	宗教法人に 関する事務	略	法務 私学 課	宗教法人に 関する事務	略			
略			略					
人事 課	職員の健康 管理に關す る事務	略	人事 課	職員の健康 管理に關す る事務	略			
			人事 課	<u>職員録に關 する事務</u>				<u>職員録の 発行に關</u>

改正前						改正後					
											する事務 を処理す ること
人材 育成 ・行 政マ ネジ メン ト室	人材の育成 及び研修に 関する事務	略				人材 育成 ・行 政マ ネジ メン ト室	人材の育成 及び研修に 関する事務	略			
人材 育成 ・行 政マ ネジ メン ト室	行政組織に 関する事務	略				人材 育成 ・行 政マ ネジ メン ト室	行政組織に 関する事務	略			
人材 育成 ・行 政マ ネジ メン ト室	職員録に関 する事務				職員録の 発行に関 する事務 を処理す ること						
人材 育成 ・行 政マ	働き方改革 に係る施策 の企画、調 整及び推進				働き方改 革に関す る基本方 針及び総	人材 育成 ・行 政マ	業務・職場 環境の最適 化及び職員 のエンゲー				業務・職 場環境の 最適化及 び職員の

改正前					改正後				
ネジ メン ト室	<u>に関する事 務</u>			<u>合調整に 関すること</u>	ネジ メン ト室	<u>ジメントの 向上に關す る施策の実 施方針に關 する事務</u>			<u>エンゲー ジメント の向上に 關する施 策の実施 に關する こと</u>
略					略				
くら しの 安全 安心 課	消費者行政 に関する事 務	略		1～7 略 8 特定 商取引 に關す る法律 第66条 第1項 から第 3項ま での規 定によ る報告 の徴収 及び立 入検査 並びに 法第60 条の申 出によ	くら しの 安全 安心 課	消費者行政 に関する事 務	略		1～7 略 8 特定 商取引 に關す る法律 第66条 第1項 から第 3項ま で及び 第5項 の規定 による 報告の 徴収又 は立入 検査、 同条第 4項の

改正前				改正後			
			<p>るに調査及び措置に関すること</p> <p>9・10 略</p> <p>11 家庭用品品質表示法第10条第1項から第2項の規定に基づく申出の受理及び調査並びに第19</p>				<p>規定による報告の徴収並びに同法第60条の申出による調査及び措置に関すること</p> <p>9・10 略</p> <p>11 家庭用品品質表示法第10条の規定による申出の受理及び調査並びに同法第19条第1項及び第</p>

改正前					改正後				
				<u>条第2項の規定に基づく報告の徴収に関すること</u> 12～20 略 <u>21～27</u> 略					<u>2項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること</u> 12～20 略 <u>21 消費生活条例第23条の規定による取引の実態等の調査に関すること</u> <u>22～28</u> 略
略					略				
脱炭素社会推	<u>海洋プラスチック対策</u>			<u>海洋プラスチック対策</u> に関	脱炭素社会推	<u>海洋プラスチック問題</u>			<u>海洋プラスチック問題</u> の対

改正前						改正後						
進課	務				する事務 を処理す ること	進課	する事務				策に關す る事務を 処理する こと	
略						略						
循環 型社 会推 進課	佐賀県土砂 等の埋立て 等による土 壤の汚染及 び災害の発 生の防止に 關する条例 に關する事 務	略					循環 型社 会推 進課	佐賀県土砂 等の埋立て 等による土 壤の汚染及 び災害の発 生の防止に 關する条例 に關する事 務	略			
						循環 型社 会推 進課	佐賀県産業 廃棄物等の 適正な処理 に關する条 例に關する 事務				産業廃棄 物処理施 設等の設 置等に係 る事前協 議に關す ること (事前協 議の結果 の通知に 限る。)	1 産業 廃棄物 処理施 設等の 設置等 に係る 事前協 議に關 するこ と(事前 協議の 結果の 通知を 除く。)

改正前				改正後			
							<u>2 産業廃棄物処理施設等の譲受け等に係る事前協議に関すること</u> <u>3 許可申請予定者等に対する勧告に関すること</u> <u>4 排出水の監視に関すること</u>
				<u>循環型社会推進課</u>	<u>環境の保全と創造に関する条例に関する事務</u>		<u>1 条例第37条第1項の規定による勧告に</u>

改正前						改正後					
											関する <u>こと</u> 2 <u>条例</u> 第37条 第2項 <u>の規定</u> <u>による</u> <u>公表及</u> <u>び同条</u> 第3項 <u>の規定</u> <u>による</u> <u>意見を</u> <u>述べる</u> <u>機会</u> <u>の付与</u> <u>に</u> <u>関する</u> <u>こと</u>
健康 福祉 政策 課	保健医療調 整本部に関 する事務	略				健康 福祉 政策 課	保健医療調 整本部に関 する事務	略			
略						略					
企業 立地 課	産業団地、 工業用水道 等の産業基 盤整備に関 する事務	1 略 2 <u>農村</u> <u>地域工</u> <u>業等導</u> <u>入基本</u>		<u>農村地域</u> <u>工業等導</u> <u>入実施計</u> <u>画の決定</u> <u>に関する</u>	1～2 略 3 <u>農村</u> <u>地域工</u> <u>業等導</u>	企業 立地 課	産業団地、 工業用水道 等の産業基 盤整備に関 する事務	1 略 2 <u>農村</u> <u>地域へ</u> <u>の産業</u> <u>の導入</u>			1～2 略 3 <u>農村</u> <u>地域へ</u> <u>の産業</u>

改正前						改正後					
	農村整備事業の採択申請に関する事務						農村整備事業の採択申請に関する事務（ため池及びクリークに関する部分に限る。）				
略						略					
農山村課	国営土地改良事業に関する事務	略				農山村課	国営土地改良事業に関する事務（筑後川下流地域に関する部分に限る。）	略			
農山村課	土地改良区等の指導監督に関する事務				1 <u>土地改良区</u> の指導監督に関する事務を処理すること 2 略	農山村課	土地改良区等の指導監督に関する事務				1 <u>土地改良区</u> 等の指導監督に関する事務を処理すること 2 略
略						略					
農地	国有農地及	略				農地	国有農地及	略			

改正前				改正後				
整備課	び開拓財産の維持、管理、処分等並びに開拓、入植、増反等に関する事務			整備課	び開拓財産の維持、管理、処分等並びに開拓、入植、増反等に関する事務			
				農地整備課	国営土地改良事業に関する事務（農山村課の分掌する事務に関する部分を除く。）	国営土地改良事業（予定地区の直轄調査を含む。）の着手に係る申請に関すること	1 国営土地改良事業の土地改良法に基づく手続に関すること 2 国営土地改良事業に係る他県との協議に関すること	国営土地改良事業に関する事務を処理すること
農地整備課	県営及び団体営の農業農村整備事業の採択申	略	団体営農業農村整備事業（国等に	農地整備課	県営及び団体営の農業農村整備事業の採択申	略		

改正前				改正後			
	請に関する 事務		対する補助金等の申請に係る事務を行わない事業に限る。)の採択申請に関する事務を処理すること		請に関する事務(農山村課の分掌する事務に関する部分を除く。)		
略				略			
林業課	県営林に関する事務	略	1 県営林経営計画の実施に関すること 2 県有林(久保泉、嬉野、七山、中原及び多良岳地区)の県有林に限	林業課	県営林に関する事務	略	県営林経営計画の事務処理に関すること

改正前				改正後			
			る。)の 使用を 許可す ること				
略				略			
林業 課	森林の適切 な経営管理 の促進に関 する事務	略		林業 課	森林の適切 な経営管理 の促進に関 する事務	略	
				森林 整備 課	佐賀県豊か な山を未来 へつなぐ条 例に関する 事務		条例第9 条第1項 及び第7 項の規定 による山 の保全区 域の指定 又は指定 の変更若 しくは解 除に關す ること 1 条例 第10条 第1項 及び第 12条第 1項の 規定に よる土 地所有 権等の 移転の 届出又 は助言 に関する こと 2 条例 第13条 第1項 及び第

改正前			改正後						
									2項の 規定に よる報 告の徴 収又は 立入調 査に関 するこ と 3 条例 第14条 及び第 15条第 1項の 規定に よる勸 告又は 公表に 関する こと
森林 整備 課	森林計画に 関する事務	略	森林 整備 課	森林計画に 関する事務	略				
略			略						
水産 課	沿岸漁業の 構造改善に 関する事務	略	水産 課	沿岸漁業の 構造改善に 関する事務	略				
			公共	不動産の鑑					1 法第

改正前				改正後			
					<u>用地</u> <u>室</u>	<u>定評価に關</u> <u>する法律に</u> <u>關する事務</u>	<u>24条の</u> <u>規定に</u> <u>よる不</u> <u>動産鑑</u> <u>定業者</u> <u>の登録</u> <u>に關す</u> <u>ること</u> 2 法第 <u>41条の</u> <u>規定に</u> <u>よる不</u> <u>動産鑑</u> <u>定業者</u> <u>に対す</u> <u>る監督</u> <u>処分に</u> <u>關する</u> <u>こと</u> 3 法第 <u>45条の</u> <u>規定に</u> <u>よる不</u> <u>動産鑑</u> <u>定業者</u> <u>の報告</u> <u>及び檢</u> <u>査に關</u>

改正前				改正後				
							<u>すること</u> <u>4 法第</u> <u>46条の</u> <u>規定に</u> <u>よる不</u> <u>動産鑑</u> <u>定業者</u> <u>に対す</u> <u>る助言</u> <u>及び勸</u> <u>告に関</u> <u>するこ</u> <u>と</u>	
				<u>公共</u> <u>用地</u> <u>室</u>	<u>国土調査法</u> <u>に基づく土</u> <u>地分類調査</u> <u>に関する事</u> <u>務</u>			<u>法に基づ</u> <u>く土地分</u> <u>類調査に</u> <u>関する事</u> <u>務を処理</u> <u>すること</u>
				<u>公共</u> <u>用地</u> <u>室</u>	<u>国土調査法</u> <u>に基づく地</u> <u>籍調査に関</u> <u>する事務</u>			<u>1 法第</u> <u>6条の</u> <u>規定に</u> <u>よる市</u> <u>町又は</u> <u>土地改</u> <u>良区等</u> <u>が行う</u>

改正前				改正後			
							の成果 の認証 承認申 請及び 公告に 関する こと
				公共 用地 室	国土利用計 画法に關す る事務（政 策部の分掌 する事務に 關する部分 を除く。）		国土利用 計画法施 行令第9 条第1項 の規定に よる地価 調査及び 地価公示 に關する こと
				公共 用地 室	土地収用法 に關する事 務	1 土地 収用法 （以下 この項 におい て「法」 という。） 第20条 の規定 による 事業の	1 法第 11条及 び第14 条の規 定によ る土地 の立入 又は土 地の試 掘等の 許可に

改正前				改正後				
							<u>認定に 関する こと</u> <u>2 行政 不服審 査法第 2条の 規定に よる審 査請求 に關す ること</u>	<u>関する こと</u> <u>2 法第 26条の 規定に よる事 業の認 定の告 示等に 關する こと</u> <u>3 法第 28条の 3の規 定によ る土地 の形質 の変更 の許可 に關す ること</u> <u>4 法第 30条の 規定に よる事 業の廢 止、變 更の届</u>

改正前				改正後			
							出の受理及び告示等に関すること
				公共 用地 室	公有地の拡大の推進に関する法律に関する事務		法第2章に規定する事務に関すること
				公共 用地 室	測量法に関する事務		1 法第14条の規定による基本測量の実施及び終了の公示に関すること 2 法第21条及び第23条の規定による永久標識及

改正前				改正後			
							<u>び一時標識の設置又は移転等の通知に関すること</u> <u>3 法第24条の規定による永久標識及び一時標識に係る移転請求の送付に関すること</u>
				<u>公共用地室</u>	<u>佐賀県土地開発公社に関する事務</u>		<u>佐賀県土地開発公社の予算、事業計画及び資金計画の承認に</u>

改正前					改正後						
											関すること
建設・技術課	建設工事等の入札及び契約の制度に関する事務	略			建設・技術課	建設工事等の入札及び契約の制度に関する事務	略				
略					略						
道路安全推進室	市町道に関する事務	略			道路安全推進室	市町道に関する事務	略				
土地利用課	国土利用計画法に関する事務	法第7条の規定に基づく国土利用計画を策定すること		1 法第9条の規定に基づく土地利用基本計画を策定すること 2 法第12条の規定に基づく規制区域、法第27条	1 法第8条の規定に基づく市町の国土利用計画についての助言及び勧告に関すること 2 法第17条の規定に						

改正前						改正後					
					<u>の3の</u> <u>規定に</u> <u>基づく</u> <u>注視区</u> <u>域及び</u> <u>法第27</u> <u>条の6</u> <u>の規定</u> <u>に基づ</u> <u>く監視</u> <u>区域の</u> <u>指定又</u> <u>は指定</u> <u>の解除</u> <u>並びに</u> <u>これら</u> <u>の区域</u> <u>に係る</u> <u>区域の</u> <u>減少に</u> <u>関する</u> <u>こと</u>	<u>基づく</u> <u>土地売</u> <u>買等申</u> <u>請に対</u> <u>する許</u> <u>可に関</u> <u>するこ</u> <u>と</u> <u>3 法第</u> <u>24条の</u> <u>規定に</u> <u>基づく</u> <u>勧告に</u> <u>関する</u> <u>こと</u> <u>4 法第</u> <u>26条の</u> <u>規定に</u> <u>基づく</u> <u>勧告の</u> <u>内容の</u> <u>公表に</u> <u>関する</u> <u>こと</u> <u>5 法第</u> <u>27条の</u> <u>2の規</u> <u>定に基</u>					

改正前						改正後				
					<u>づく助</u> <u>言に関</u> <u>するこ</u> <u>と</u> <u>6 法第</u> <u>27条の</u> <u>5及び</u> <u>法第27</u> <u>条の8</u> <u>の規定</u> <u>に基づ</u> <u>く勸告</u> <u>等に関</u> <u>するこ</u> <u>と</u> <u>7 法第</u> <u>28条の</u> <u>規定に</u> <u>基づく</u> <u>遊休土</u> <u>地であ</u> <u>る旨の</u> <u>通知、</u> <u>法第30</u> <u>条の規</u> <u>定に基</u> <u>づく助</u> <u>言及び</u>					

改正前						改正後				
					法第31 条の規 定に基 づく勸 告に関 するこ と 8 法第 38条の 規定に 基づく 国土利 用計画 審議会 及び法 第39条 の規定 に基づ く土地 利用審 査会の 事務に 関する こと 9 法第 42条の 規定に 基づく					

改正前						改正後				
					<u>土地調査員の任免に関すること</u> <u>10 国土利用計画法施行令第9条第1項の規定に基づく地価調査及び地価公示に関すること</u>					
<u>土地利活用課</u>	<u>不動産の鑑定評価に関する法律に関する事務</u>				<u>1 法第24条の規定に基づく不動産鑑定業者の登録に関するこ</u>					

改正前						改正後					
					と						
					2 法第						
					41条の						
					規定に						
					基づく						
					不動産						
					鑑定業						
					者に対						
					する監						
					督処分						
					に關す						
					ること						
					3 法第						
					45条の						
					規定に						
					基づく						
					不動産						
					鑑定業						
					者の報						
					告及び						
					検査に						
					關する						
					こと						
					4 法第						
					46条の						
					規定に						
					基づく						
					不動産						

改正前						改正後					
					鑑定業者に対する助言及び勧告に関すること						
土地利活用課	国土調査法に基づく土地分類調査に関する事務				法に基づく土地分類調査に関する事務を処理すること						
土地利活用課	土地利用対策の総合調整に関する事務			土地利用対策の方針に関すること	1 土地利用対策の総合調整に関する事務を処理すること 2 公用若しくは公共用に供する土地又は						

改正前						改正後				
					<u>公共の 利益の ために 必要な 土地の 取得、 利用及 び処分 につい ての調 整事務 に關す ること</u>					
<u>土地 利活 用課</u>	<u>国土調査法 に基づく地 籍調査に關 する事務</u>				1 <u>法第 6条の 規定に 基づき 市町又 は土地 改良区 等が行 う国土 調査の 指定に 關する こと</u> 2 <u>法第 6条の</u>					

改正前						改正後				
					<u>3の規</u> <u>定に基</u> <u>づく県</u> <u>計画の</u> <u>策定等</u> <u>に關す</u> <u>ること</u> <u>3 法第</u> <u>8条の</u> <u>規定に</u> <u>基づく</u> <u>国土調</u> <u>査の実</u> <u>施の勸</u> <u>告に關</u> <u>するこ</u> <u>と</u> <u>4 法第</u> <u>19条の</u> <u>規定に</u> <u>基づく</u> <u>国土調</u> <u>査の成</u> <u>果の認</u> <u>証、承認</u> <u>申請及</u> <u>び公告</u> <u>に關す</u>					

改正前						改正後				
					ること					
<u>土地利活用課</u>	<u>土地収用法に関する事務</u>			<u>法による審査請求に関すること</u>	<u>1 法第11条及び第14条の規定に基づく土地の立入及び土地の試掘等の許可に関すること</u> <u>2 法第20条及び第26条の規定に基づく事業の認定及び告示等に関すること</u> <u>3 法第28条の3の規</u>					

改正前						改正後				
					<u>定に基づく土地の形質の変更の許可に関することと</u> <u>4 法第30条の規定に基づく事業の廃止、変更の届出の受理及び告示等に関することと</u>					
<u>土地利活用課</u>	<u>公有地の拡大の推進に関する事務</u>				<u>公有地の拡大の推進に関する法律第2章の事務に関すること</u>					

改正前					改正後				
<u>土地</u>	<u>測量法に</u>				<u>1 法第</u>				
<u>利活</u>	<u>する事務</u>				<u>14条の</u>				
<u>用課</u>					<u>規定に</u>				
					<u>基づく</u>				
					<u>基本測</u>				
					<u>量の実</u>				
					<u>施及び</u>				
					<u>終了の</u>				
					<u>公示に</u>				
					<u>関する</u>				
					<u>こと</u>				
					<u>2 法第</u>				
					<u>21条及</u>				
					<u>び第23</u>				
					<u>条の規</u>				
					<u>定に基</u>				
					<u>づく永</u>				
					<u>久標識</u>				
					<u>及び一</u>				
					<u>時標識</u>				
					<u>の設置</u>				
					<u>、移転</u>				
					<u>等の通</u>				
					<u>知に關</u>				
					<u>するこ</u>				
					<u>と</u>				
					<u>3 法第</u>				
					<u>24条の</u>				
					<u>規定に</u>				

改正前						改正後					
					<u>基づく</u> <u>永久標</u> <u>識及び</u> <u>一時標</u> <u>識に係</u> <u>る移転</u> <u>請求の</u> <u>送付に</u> <u>関する</u> <u>こと</u>						
<u>土地</u> <u>利活</u> <u>用課</u>	<u>佐賀県土地</u> <u>開発公社に</u> <u>関する事務</u>				<u>佐賀県土</u> <u>地開発公</u> <u>社の予</u> <u>算、事業</u> <u>計画及び</u> <u>資金計画</u> <u>の承認に</u> <u>関すること</u>						
<u>まち</u> <u>づく</u> <u>り課</u>	<u>都市計画に</u> <u>関する事務</u>			1・2 略	1・2 略 <u>3 市町</u> <u>等が施</u> <u>行する</u> <u>都市計</u> <u>画事業</u> <u>及び事</u> <u>業計画</u>	<u>まち</u> <u>づく</u> <u>り課</u>	<u>都市計画に</u> <u>関する事務</u>			1・2 略 <u>3 市町</u> <u>等が施</u> <u>行する</u> <u>都市計</u> <u>画事業</u> <u>及び事</u> <u>業計画</u>	1・2 略

改正前						改正後					
					<u>変更の認可に関する</u> <u>こと(下水道に係るものを除く。)</u> <u>4 県が</u> <u>施行する都市計画事業及び事業計画変更の認可申請に関する</u> <u>こと</u> <u>5～15</u> <u>略</u>						<u>変更の認可に関する</u> <u>こと(下水道に係るものを除く。)</u> <u>4 県が</u> <u>施行する都市計画事業及び事業計画変更の認可申請に関する</u> <u>こと</u> <u>3～13</u> <u>略</u>
まちづくり課	土地区画整理に関する事務				<u>1 土地</u> <u>区画整理法の</u> <u>規定による土地</u> <u>区画整理事</u>	まちづくり課	土地区画整理法に関する事務				<u>1 法に</u> <u>基づく</u> <u>土地区画整理</u> <u>事業の</u> <u>施行、</u> <u>事業計</u>

改正前			改正後		
	村課及び水産課の分掌する事務に関する部分を除く。）			整備課及び水産課の分掌する事務に関する部分を除く。）	
略			略		

第10条 佐賀県本庁決裁等規程の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前						改正後					
別表第3（第4条、第5条関係）						別表第3（第4条、第5条関係）					
所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	副知事専決事務	部長専決事務	課長専決事務	所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	副知事専決事務	部長専決事務	課長専決事務
循環型社会推進課	佐賀県産業廃棄物等の適正な処理に関する条例に関する事務	略			1～4 略	循環型社会推進課	佐賀県産業廃棄物等の適正な処理に関する条例に関する事務	略			1～4 略 5 <u>立入検査に関すること</u> 6 <u>勧告の公表に関すること</u>

（佐賀県職員の職務発明等に関する規程の一部改正）

第11条 佐賀県職員の職務発明等に関する規程（平成2年佐賀県訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）第3条の3第1項及び第3項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、組織規則第3条の3第2項及び第4項に規定する組織並びに政策部（組織規則第3条の3第2項第1号に規定する組織を除く。）に置かれた政策総括監及び政策企画監のうちから知事が指定する者及びその者が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(3)～(18) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）<u>第3条の2の2に規定する山博・緑化フェア事務局</u>、組織規則第3条の3第1項及び第3項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、組織規則第3条の3第2項及び第4項に規定する組織並びに政策部（組織規則第3条の3第2項第1号に規定する組織を除く。）に置かれた政策総括監及び政策企画監のうちから知事が指定する者<u>並びにその者</u>が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(3)～(18) 略</p>

(佐賀県職員提案制度要綱の一部改正)

第12条 佐賀県職員提案制度要綱（昭和34年佐賀県訓令甲第34号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(予備審査)</p> <p>第8条 総務部長は、提案を受理したときは、これを予備審査のため、提案事項を所管する課長又はセンター長（以下「所管課長等」という。）に送付しなければならない。</p> <p>2～3 略</p> <p>(採用提案の実施)</p>	<p>(予備審査)</p> <p>第8条 総務部長は、提案を受理したときは、これを予備審査のため、提案事項を所管する課長 <u>(山博・緑化フェア事務局にあっては、政策総括監)</u> 又はセンター長（以下「所管課長等」という。）に送付しなければならない。</p> <p>2～3 略</p> <p>(採用提案の実施)</p>

改正前	改正後
<p>第10条 知事は、採用に決定した提案（以下「採用提案」という。）について、関係部長に必要な措置を講ずることを指示する。</p>	<p>第10条 知事は、採用に決定した提案（以下「採用提案」という。）について、関係部長<u>（山博・緑化フェア事務局にあつては、事務局長）</u>に必要な措置を講ずることを指示する。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、令和8年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第9条の規定による改正後の佐賀県本庁決裁等規程の規定は、この訓令の施行の日以後に起案される文書に係る事務について適用し、同日前に起案された文書に係る事務については、なお従前の例による。